九州大学大学院薬学研究院附属産学官連携創薬育薬センター研究棟「グリーンファルマ研究所」管理運営規程

平成27年度九大規程第20号

制 定:平成27年 9月24日

最終改正:令和 4年 2月 1日

(令和3年度九大規則第98号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学大学院薬学研究院附属産学官連携創薬育薬センター研究棟 に置く「グリーンファルマ研究所」(以下「施設」という。)の管理運営に関し必要な事 項を定めるものとする。

(目的)

第2条 施設は、専門分野の垣根を越えて、次世代型の学術領域『グリーンファルマ』を構築し、九州大学病院、企業及び官公庁等の国内外の組織との連携を強化して、『アカデミア創薬』を推進することにより、人と地球にやさしい医薬品の創出を図ることを目的とする。

(管理運営責任者)

- 第3条 施設に管理運営責任者を置き、産学官連携創薬育薬センター長をもって充てる。
- 2 管理運営責任者は、施設の管理運営に関する業務を掌理する。 (研究室等)
- 第4条 施設に、第2条に定める目的を達成するための場として、学内公募により使用を認めるスペース(以下「研究室等」という。)を置く。

(委員会)

- 第5条 施設に、「グリーンファルマ研究所」管理運営委員会(以下「委員会」という。)を 置く。
- 2 委員会は、次に掲げる事項を審議・調査する。
- (1) 研究室等の使用の公募に関する事項
- (2) 研究室等の使用許可、許可内容の変更及び使用許可の取消等に関する事項
- (3) 禁止する実験等に関する事項
- (4) その他施設の管理運営に関する事項
- 3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 管理運営責任者
- (2) 産学官連携創薬育薬センターに所属する教員のうちから互選によって選出された者 若干人
- (3) 医系学部等事務部長
- (4) その他委員会が必要と認めた者 若干人
- 4 前項第2号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 前項の委員は、再任されることができる。
- 6 委員会に委員長を置き、管理運営責任者をもって充てる。
- 7 委員長は、委員会を主宰する。

(議事)

- 第6条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。 (使用資格)
- 第7条 研究室等を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) システム創薬に関係する研究を行い、競争的資金あるいは創薬に関係する大型資金を獲得した研究の代表者
- (2) 研究遂行上、委員会が必要と認めた者 (使用の許可等)
- 第8条 研究室等を使用しようとする者は、所定の様式により、あらかじめ管理運営責任者 が行う公募に応募し、その許可を受けなければならない。
- 2 前項の使用許可についての審議は、使用目的、使用内容、その他管理運営責任者が定める資料により行うものとする。
- 3 第1項の規定により研究室等の使用を許可された者(以下「研究室等使用者」という。) は、当該使用の途中において、前項の規定により許可を受けた内容を変更する必要が生じ たときは、所定の様式により、あらかじめ管理運営責任者に願い出て、その許可を受けな ければならない。

(使用期間)

- 第9条 研究室等の使用期間は、原則1年間とし、延長する場合は、1年ごとに更新し、5年を限度とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。
- 2 研究室等使用者は、許可された期間を超えて使用を希望するときは、あらかじめ管理運 用責任者に願い出て、所定の手続きにより、その許可を受けなければならない。
- 3 前項の許可に当たっては、前条第2項及び第3項の規定を準用する。 (禁止する実験等)
- 第10条 施設の使用者(以下「使用者」という。)は、施設において、次に掲げる実験等を実施することができない。
- (1) 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号)第2条第2項 又は第5項に定める放射性同位元素又は放射線発生装置を使用する実験
- (2) 研究開発等に係る遺伝子組み換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令(平成16年文部科学省・環境省令第1号)第4条に定めるP 3レベル以上の拡散防止措置を講じる必要がある遺伝子組み換え実験

- (3) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)第2条第1項から第5項に定める物質を使用する実験
- (4) その他管理運営責任者が、施設の管理上支障があると認めた実験等 (使用料等)
- 第11条 研究室等の使用料は、1平方メートル当たり年額10,000円とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、管理運営責任者が育成支援の必要があると認めた場合は、 1平方メートル当たり年額6,000円とする。
- 3 前2項について、事業年度の途中に入居し、又は退去する場合の当該年度の使用料の 額は、年額を12で除した額に入居月数を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切 捨て)とする。

(光熱水料等)

第12条 研究室等の使用者は、使用を許可された場所において使用した電気料、上水道料、中水道(実験水)料、下水道料、ガス料及び電話料(以下「光熱水料等」という。)を負担しなければならない。

(徴収等)

- 第13条 使用料及び光熱水料等(以下「使用料等」という。)は、それぞれ所定の期日までに、経費の振替又は九州大学が指定する口座への振込みにより、支払わなければならない。
- 2 一度納付された使用料等は、特段の事情がある場合を除き、返還しない。ただし、天 災その他使用者の責めに帰すことができない事由により使用できないときは、この限り ではない。

(適正使用)

- 第14条 使用者は、施設の目的に沿って適正に使用しなければならない。
- 2 管理運営責任者は、使用者が、この規程等及び許可条件に違反したとき、又は研究室等の管理上支障があると認めるときは、当該使用の許可を取り消し、又は中止させるとともに、施設からの退去を命ずるものとする。

(使用の終了等)

第15条 使用者は、施設の使用が終了したとき、又は前条第2項の規定により使用の許可を取り消され、もしくは中止させられ、当該施設からの退去を命ぜられたときは、施設、設備及び備品等(以下「施設等」という。)を原状に回復し、速やかに退去しなければならない。

(損害賠償)

第16条 使用者は、その責に帰すべき事由により、施設等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第17条 施設の管理運営に関する事務は、医系学部等事務部において行う。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、施設の管理運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、管理運営責任者が別途定める。

附則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(令和3年度九大規則第98号)

この規程は、令和4年2月1日から施行する。

別表(第4条関係)

学内公募により使用を決定する範囲	
レンタルラボ	実験室 307 実験室 308 実験室 405 有機合成実験室508
レンタルオフィス	若手研究員室 507